

令和3年 No.14

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第17号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2章 組織 (部等)</p> <p>第3条 〔省略〕 (課)</p> <p>第4条 学務部に、次の<u>7課</u>を置く。 (1) 学務課 (2) 大学院課 (3) 学生課 (4) キャリア支援課 (5) 入試課 (6) 国際課 (7) <u>現職教育支援課</u></p> <p>2・3 〔省略〕 (課に置く室)</p> <p>第5条 総務課に、<u>広報・基金室</u>を置く。 <u>2</u> 学術情報課に、<u>アーカイブ室</u>を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(学務課)</p> <p>第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。 (3) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。 (4) 学部学生の学籍に関すること。 (5) 卒業生・修了生の学籍に関すること。 (6) 学部学生の修学指導に関すること。 (7) 学部学生の卒業及び学位に関すること。 (8) 学部学生の身分取扱いに関すること。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第2章 組織 (部等)</p> <p>第3条 〔省略〕 (課)</p> <p>第4条 学務部に、次の<u>6課</u>を置く。 (1) 学務課 (2) 大学院課 (3) 学生課 (4) キャリア支援課 (5) 入試課 (6) 国際課</p> <p>2・3 〔省略〕 (課に置く室)</p> <p>第5条 <u>大学院課に、現職教員支援室を置く。</u> <u>2</u> 総務課に、<u>広報室及び基金事務室</u>を置く。 <u>3</u> 学術情報課に、<u>大学史資料室事務室</u>を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(学務課)</p> <p>第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。 (3) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。 (4) 学部学生の学籍に関すること。 (5) 卒業生・修了生の学籍に関すること。 (6) 学部学生の修学指導に関すること。 (7) 学部学生の卒業及び学位に関すること。 (8) 学部学生の身分取扱いに関すること。</p>

- (9) 学部学生の学業成績に関すること。
- (10) 学部の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (11) 学部の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (12) 学部の科目等履修生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (13) 学部学生等の学生証及び諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 教育実習に関すること。
- (15) 教育職員の免許及び資格取得に関すること。
- (16) 介護等体験に関すること。
- (17) 学部の研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (18) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。
- (19) 特別支援教育特別専攻科（入学者選抜試験を除く。）に関すること。
- (20) 非常勤講師（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 講義棟に関すること。
- (22) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (23) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (24) その他学務事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

（大学院課）

第8条 大学院課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 大学院学生の学籍に関すること。
- (3) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (4) 大学院学生の修了及び学位に関すること。
- (5) 大学院学生の身分取扱いに関すること。
- (6) 大学院学生の学業成績に関すること。
- (7) 教育職員の免許及び資格取得に関すること。
- (8) 大学院の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (9) 大学院の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (10) 大学院の科目等履修生に関すること。
- (11) 大学院学生の学生証及び証明書の発行に関すること。
- (12) 大学院の研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (13) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関すること。
- (14) 大学院連合学校教育学研究科の庶務，人事，会計及び教務事務に関し，連絡調整すること。
- (15) 教職大学院の事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。
- (16) 日本教職大学院協会に関すること。
- (17) 教職大学院における実習に関すること。

- (9) 学部学生の学業成績に関すること。
- (10) 学部の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (11) 学部の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (12) 学部の科目等履修生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (13) 学部学生等の学生証及び諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 教育実習に関すること。
- (15) 教育職員の免許及び資格取得に関すること。
- (16) 介護等体験に関すること。
- (17) 研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (18) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。
- (19) 特別支援教育特別専攻科（入学者選抜試験を除く。）に関すること。
- (20) 非常勤講師（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 講義棟に関すること。
- (22) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (23) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (24) その他学務事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

（大学院課）

第8条 大学院課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 大学院学生の学籍に関すること。
- (3) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (4) 大学院学生の修了及び学位に関すること。
- (5) 大学院学生の身分取扱いに関すること。
- (6) 大学院学生の学業成績に関すること。
- (7) 大学院の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (8) 大学院の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (9) 大学院の科目等履修生に関すること。
- (10) 大学院学生の学生証及び証明書の発行に関すること。
- (11) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関すること。
- (12) 大学院連合学校教育学研究科の庶務，人事，会計及び教務事務に関し，連絡調整すること。
- (13) 教職大学院の事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。
- (14) 日本教職大学院協会に関すること。
- (15) 教職大学院における実習に関すること。

(18) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(19) その他大学院学務事務に関すること。

〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(15) 〔省略〕

(現職教育支援課)

第11条の2 現職教育支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 免許状更新講習に関すること。

(2) 現職教育講習に関すること。

(3) 現職教員の支援に関すること。

(4) 指定教員養成機関に関すること。

(5) 公開講座に関すること。

(6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(7) その他現職教育の支援に関すること。

第2節 総務部

(総務課)

第12条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 大学の儀式その他行事の企画立案に関すること。

(3) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の会議に関すること。

(4) 学内の事務組織の整備に関すること。

(5) 法人の登記に関すること。

(6) 行事予定に関すること。

(7) 学則、規程、規則等の制定及び改廃に関すること。

(8) 情報公開に関すること。

(9) 個人情報保護に関すること。

(16) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(17) その他大学院学務事務に関すること。

2 現職教育支援室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 免許状更新講習に関すること。

(2) 現職教育講習に関すること。

(3) 現職教員の支援に関すること。

(4) 指定教員養成機関に関すること。

(5) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(6) その他現職教育支援に関すること。

〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(15) 〔省略〕

第2節 総務部

(総務課)

第12条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 大学の儀式その他行事の企画立案に関すること。

(3) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の会議に関すること。

(4) 学内の事務組織の整備に関すること。

(5) 法人の登記に関すること。

(6) 行事予定に関すること。

(7) 学則、規程、規則等の制定及び改廃に関すること。

<p><u>(10) 訴訟の連絡調整に関すること。</u> <u>(11) 顧問弁護士に関すること。</u> <u>(12) 公印の管守及び文書類の接受，発送及び法人文書の管理に関すること。</u> <u>(13) 国立大学協会及び日本教育大学協会に関すること。</u> <u>(14) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(15) 広報に係る連絡調整に関すること。</u> <u>(16) その他他の部及び課の所掌に属さない事務を処理すること。</u></p> <p>2 <u>広報・基金室</u>においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し，企画立案し，及び連絡調整すること。 (2) 広報戦略推進本部の業務に関し，連絡調整すること。 (3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告に関すること。</p> <p><u>(5) 東京学芸大学基金（財務課の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(6) 東京学芸大学同窓会及び評議会（東京学芸大学全国同窓会）等との連携協力に関すること。</u></p> <p>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (8) その他<u>広報及び基金の獲得に必要な事項</u>に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（学術情報課）</p> <p>第15条 学術情報課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 附属図書館（以下「図書館」という。）に関し，総括し，及び連絡調整すること。 (2) 図書館資料の購入及び役務契約（経理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (3) 図書館資料の登録，利用及び保存に関すること。 (4) 図書館資料の資産管理に関すること。 (5) 参考調査に関すること。</p>	<p><u>(8) 訴訟の連絡調整に関すること。</u> <u>(9) 顧問弁護士に関すること。</u> <u>(10) 公印の管守及び文書類の接受，発送及び法人文書の管理に関すること。</u> <u>(11) 国立大学協会及び日本教育大学協会に関すること。</u> <u>(12) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(13) 広報に係る連絡調整に関すること。</u> <u>(14) その他他の部及び課の所掌に属さない事務を処理すること。</u></p> <p>2 <u>広報室</u>においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し，企画立案し，及び連絡調整すること。 (2) 広報戦略推進本部の業務に関し，連絡調整すること。 (3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。 <u>(4) 情報公開に関すること。</u> <u>(5) 個人情報保護に関すること。</u> <u>(6) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告に関すること。</u></p> <p>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (8) その他<u>広報</u>に関すること。</p> <p>3 <u>基金事務室</u>においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 東京学芸大学基金（財務課の所掌に属することを除く。）に関すること。</u> <u>(2) 東京学芸大学同窓会及び評議会（東京学芸大学全国同窓会）等との連携協力に関すること。</u> <u>(3) その他基金の獲得に必要な事項に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（学術情報課）</p> <p>第15条 学術情報課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 附属図書館（以下「図書館」という。）に関し，総括し，及び連絡調整すること。 (2) 図書館資料の購入及び役務契約（経理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (3) 図書館資料の登録，利用及び保存に関すること。 (4) 図書館資料の資産管理に関すること。 (5) 参考調査に関すること。</p>
---	---

- (6) 情報リテラシー教育支援に関すること。
 - (7) 図書館資料の相互利用に関すること。
 - (8) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。
 - (9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
 - (10) その他図書館及び学術情報に関すること。
- 2 アーカイブ室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 資料のデジタル化、アーカイブ及び発信に関すること。
 - (2) リポジトリの管理運営に関すること。
 - (3) 大学史資料の整理及び保存に関すること。
 - (4) 大学史資料の公開に関すること。
 - (5) 大学史資料室の事業及び管理・運営に関すること。
 - (6) その他デジタル化資料及び大学史資料の保存・活用等に関すること。

〔省略〕

第3節 財務・研究推進部
(財務課)

第18条 財務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 資金等の管理運用に関すること。
- (4) 財務会計業務の改善及び合理化に関すること。
- (5) 寄附金の総括事務に関すること。
- (6) 会計機関の公印の管守に関すること。
- (7) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (8) 学内の警備取締りに関すること。
- (9) 計算証明に関すること。
- (10) 不動産等に関すること。
- (11) 職員の宿舎に関すること。
- (12) 土地及び建物の借入れに関すること。
- (13) 安全管理（施設課に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

- (6) 情報リテラシー教育支援に関すること。
- (7) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (8) 図書館資料のデジタル化及び発信に関すること。
- (9) リポジトリの管理運営に関すること。
- (10) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。
- (11) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (12) その他図書館及び学術情報に関すること。

2 大学史資料室事務室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学史資料の整理及び保存に関すること。
- (2) 大学史資料の公開に関すること。
- (3) 大学史資料室の設置準備及び管理・運営に関し必要なこと。
- (4) その他大学史資料に関すること。

〔省略〕

第3節 財務・研究推進部
(財務課)

第18条 財務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 資金等の管理運用に関すること。
- (4) 財務会計業務の改善及び合理化に関すること。
- (5) 寄附金の総括事務に関すること。
- (6) 共同研究等の契約に関すること。
- (7) 競争的資金（科学研究費補助金を除く。）の獲得に関すること。
- (8) 会計機関の公印の管守に関すること。
- (9) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (10) 学内の警備取締りに関すること。
- (11) 計算証明に関すること。
- (12) 不動産等に関すること。
- (13) 職員の宿舎に関すること。
- (14) 土地及び建物の借入れに関すること。
- (15) 安全管理（施設課に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関すること。
- (17) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

- (16) 広報に係る連絡調整に関すること。
 (17) その他財務会計事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

〔省略〕

(研究・連携推進課)

第21条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究助成に関すること。
- (2) 教育実践研究推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 産業界等との研究協力に関すること。
- (4) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 競争的資金等に関すること。
- (6) 共同研究等の契約に関すること。
- (7) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (8) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (9) 紀要の出版に関すること。
- (10) 特定教育課題対応センター機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター、教員養成開発連携センター及びこどもの学び困難支援センターの事業に関すること。
- (11) 次世代教育研究推進機構の業務に関すること。
- (12) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関すること。
- (13) 地域社会との連携・交流事業に関すること。
- (14) 生涯学習事業（公開講座に関するものを除く。）に関すること。
- (15) 社会連携推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (16) 研究推進業務及び連携推進業務の改善並びに合理化に関すること。
- (17) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (18) その他研究・連携推進に関すること。

〔省略〕

別表（第6条関係）

学務部	学務課	総務係 教育実習係 教務企画係 教務第一係
-----	-----	--------------------------------

- (18) 広報に係る連絡調整に関すること。
 (19) その他財務会計事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

〔省略〕

(研究・連携推進課)

第21条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究助成に関すること。
- (2) 教育実践研究推進本部に関すること。
- (3) 産業界等との研究協力に関すること。
- (4) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 競争的資金等 （財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (7) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (8) 紀要の出版に関すること。
- (9) 特定教育課題対応センター機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター及び教員養成開発連携センターの事業に関すること。
- (10) 次世代教育研究推進機構の業務に関すること。
- (11) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関すること。
- (12) 地域社会との連携・交流事業に関すること。
- (13) 公開講座等生涯学習事業に関すること。
- (14) 研究推進業務及び連携推進業務の改善並びに合理化に関すること。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (16) その他研究・連携推進に関すること。

〔省略〕

別表（第6条関係）

学務部	学務課	総務係 教育実習係 教務企画係 教務第一係
-----	-----	--------------------------------

		教務第二係 教務第三係 教務第四係				教務第二係 教務第三係 教務第四係	
	大学院課	修士課程係 博士課程係 教職大学院係			大学院課	修士課程係 博士課程係 教職大学院係	
					<u>現職教育支援室</u>	<u>現職教育支援係</u> <u>免許状更新講習係</u>	
	学生課	厚生係 学生支援係 課外教育係 学生生活係			学生課	厚生係 学生支援係 課外教育係 学生生活係	
	キャリア支援課	キャリア支援係 教員就職係 企業就職係			キャリア支援課	キャリア支援係 教員就職係 企業就職係	
	入試課	学部入試係 大学院入試係 連合大学院入試係			入試課	学部入試係 大学院入試係 連合大学院入試係	
	国際課	国際企画係 留学生支援係 短期留学係			国際課	国際企画係 留学生支援係 短期留学係	
	<u>現職教育支援課</u>	<u>現職教育支援係</u> <u>免許状更新講習係</u>					
総務部	総務課	総務係 法規係 調整係		総務部	総務課	総務係 法規係 調整係	
					<u>広報室</u>	<u>広報係</u>	
					<u>基金事務室</u>		
	人事課	人事係 給与第一係 給与第二係 職員係			人事課	人事係 給与第一係 給与第二係 職員係	
	附属学校課	企画調整係 附属学校第一係			附属学校課	企画調整係 附属学校第一係	

		附属学校第二係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係				附属学校第二係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係
	学術情報課	学術企画係 学術リソース管理係 利用者サービス係			学術情報課	学術企画係 学術リソース管理係 利用者サービス係
	<u>アーカイブ室</u>	<u>アーカイブ係</u>			<u>大学史資料室事務室</u>	
	情報基盤課	情報基盤係 情報システム係			情報基盤課	情報基盤係 情報システム係
財務・研究推進部	財務課	総務係 財務企画係 決算係 管財係		財務・研究推進部	財務課	総務係 財務企画係 決算係 管財係
	経理課	管理係 収入支出係 経理調達第一係 経理調達第二係 経理調達第三係			経理課	管理係 収入支出係 経理調達第一係 経理調達第二係 経理調達第三係
	施設課	施設企画係 施設計画係 建築係 電気係 機械係			施設課	施設企画係 施設計画係 建築係 電気係 機械係
	研究・連携推進課	研究推進係 研究協力係 <u>連携第一係</u> <u>連携第二係</u>			研究・連携推進課	研究推進係 研究協力係 <u>産学連携係</u> <u>地域連携係</u>
	学系支援課	総括係 学系第一係			学系支援課	総括係 学系第一係

		学系第二係 学系第三係				学系第二係 学系第三係	
学長室		調査係 評価企画係		学長室		調査係 評価企画係	
監査室		監査係		監査室		監査係	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>							